

## 徹底マスター社労士過去問10年分〈2015年版〉

### 追録サービス【改正情報のまとめ】

2015/06/15

#### **労働基準法（第1章）に関する改正**

##### **契約期間等の例外に係る厚生労働省告示の改正（平成27年3月18日厚生労働省告示第68号）**

有期労働契約の契約期間の上限は、原則として3年とされているが、専門的な知識、技術又は経験（＝専門的知識等）であって高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門知識等を有する労働者との間に締結される労働契約については、5年とされる。この後者の労働契約について、その範囲に「ITストラテジスト試験に合格した者」が追加され、規定が整備された。

##### **休憩時間の自由利用の適用除外（労働基準法施行規則第33条第1項 平成27年4月1日施行）**

子供・子育て支援法の施行にともない、「児童福祉法に規定する居宅訪問型保育事業に使用される労働者のうち、家庭的保育者として保育を行う者（同一の居宅において、一の児童に対して複数の家庭的保育者が同時に保育を行う場合を除く）」が、休憩時間の自由利用適用除外の対象とされた。

#### **労働安全衛生法（第2章）に関する改正**

##### **計画の届出の見直し（労働安全衛生法88条第1項～第3項 平成26年12月1日施行）**

規模の大きい工場等で生産ライン等を新設・変更する場合は事前届出（建設物または機械等の設置等の計画の届出）が必要とされていたが、廃止された。

また、以前届出が義務付けられていたのは、届出が義務付けられていたのは、製造業（一部除外）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業であって、電気使用設備の定格容量の合計が300キロワット以上の事業場に係る建設物もしくは機械等の設置等についてである。

# 徹底マスター社労士過去問 10 年分 2015 年版追録

## 労働者災害補償保険法（第3章）に関する改正

### ■自動変更対象額（厚労告第311号）

毎月勤労統計による平均給与額の変動に伴い、給付基礎日額の最低保障額である自動変更対象額の平成26年8月1日以降の額が変更された。

変更前	変更後
3,930円	3,920円

### ■年齢階層別の最低限度額および最高限度額（厚労告第312号）

賃金構造基本統計の調査結果に基づき、平成26年8月1日から平成27年7月31日までの間における年齢階層別の最低限度額および最高限度額が定められた。

年齢階層区分	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,463円	12,970円
20歳以上25歳未満	5,016円	12,970円
25歳以上30歳未満	5,570円	13,536円
30歳以上35歳未満	6,053円	16,148円
35歳以上40歳未満	6,458円	18,630円
40歳以上45歳未満	6,711円	21,414円
45歳以上50歳未満	6,636円	23,919円
50歳以上55歳未満	6,457円	25,123円
55歳以上60歳未満	5,862円	24,074円
60歳以上65歳未満	4,718円	19,333円
65歳以上70歳未満	3,920円	15,948円
70歳以上	3,920円	12,970円

## 徹底マスター社労士過去問 10 年分 2015 年版追録

■介護補償給付および介護給付の額（施行規則第18条の3の4）（平成27年4月1日施行）

介護補償給付および介護給付の上限額と最低保証額が以下のように改定された。

		支給事由が生じた月	翌月以降
①その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合（②・③に該当する場合を除く）		実費支給 （上限104,570円）	
親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日がある場合	②費用を支出して介護を受けた日がない	不支給	56,790円 （定額支給）
	③介護に要する費用として支出された費用が56,790円未満	実費支給	

■特別加入の新規加入・脱退、業務内容の変更手続（厚労告第386号）（平成26年10月1日施行）

特別加入の新規加入・脱退、業務内容等の変更手続については、これまで申請日の翌日から起算して14日以内の特定の日を当該日として選択できるとされていたが、申請日の翌日から起算して30日以内の特定の日を選択できるよう改正された。

# 徹底マスター社労士過去問 10 年分 2015 年版追録

## 雇用保険法（第4章）に関する改正

### ■賃金日額の下限額および上限額（法第18条、厚労告第289号）

毎月勤労統計による平成25年度の平均給与額が前年度と比較して0.2%低下したことにより、平成26年8月1日以後における賃金日額の上限額および下限額が変更された。

上限額	受給資格に係る離職日における年齢	変更前	変更後
	60歳以上65歳未満	14,940円	14,910円
	45歳以上60歳未満	15,660円	15,610円
	30歳以上45歳未満	14,230円	14,200円
	30歳未満	12,810円	12,780円

下限額	変更前	変更後
	2,310円	2,300円

### ■給付率に応じた賃金日額の範囲（法第16条、18条、厚労告第289号）

#### ●離職日において60歳未満の受給資格者

賃金日額に乗ずる給付率	賃金日額の範囲	
	変更前	変更後
100分の80	2,310円以上4,610円未満	2,300円以上4,600円未満
100分の80~50	4,610円以上11,680円以下	4,600円以上11,650円以下
100分の50	11,680円超	11,650円超

#### ●離職日において60歳以上65歳未満の受給資格者

賃金日額に乗ずる給付率	賃金日額の範囲	
	変更前	変更後
100分の80	2,310円以上4,610円未満	2,300円以上4,600円未満
100分の80~45	4,610円以上10,510円以下	4,600円以上11,490円以下
100分の45	10,510円超	10,490円超

### ■高年齢雇用継続給付に係る支給限度額（法第61条第7項、18条、厚労告第291号）

変更前	変更後
341,542円	340,761円

## 徹底マスター社労士過去問 10 年分 2015 年版追録

### ■育児休業給付金の支給対象となる育児休業（法施行規則第101条の11第1項）（平成26年10月1日施行）

育児休業給付金の支給対象となる育児休業については、支給単位期間において公共職業安定所長が就業をしていると認める日数が10日以下であるものでなければならないとされていたが、10日を超える場合でも、公共職業安定所長が就業していると認める時間が80時間以下であるときは支給対象とされるよう改正された。

### ■教育訓練給付金に関する暫定措置（法施行規則附則第24条）（平成26年10月1日施行）

教育訓練給付の対象者であって、基準日前に教育訓練給付金の支給を受けたことがない者に係る支給要件期間が、以下のように緩和された。

	原則	暫定措置
一般教育訓練給付金	3年以上	1年以上
専門実践教育訓練給付金	10年以上	2年以上

# 徹底マスター社労士過去問 10 年分 2015 年版追録

## 労働保険徴収法（第 5 章）に関するまとめ

### ■労災保険率等（平成 27 年 4 月 1 日適用）

#### 1. 労災保険率の改定（施行規則別表第 1）

最低 2.5/1000（通信業、放送業、新聞業又は出版業、金融業・保険業または不動産業等）から最高 88/1000（金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く）又は石炭鉱業）までの間で変更が行われた。

#### <労災保険率表 [改定されたもののみ]>

事業の種類 の分類	事業の種類	労災保険率	
		改正前 1000 分 の	改正後 1000 分 の
漁業	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く）	20	19
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	40	38
鉱業	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	19	20
	原油又は天然ガス鉱業	5.5	3
	採石業	58	52
	その他の鉱業	25	26
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	89	79
	道路新設事業	16	11
	舗装工事業	10	9
	鉄道又は軌道新設事業	17	9.5
	建築事業	13	11
	機械装置の組立て又は据付けの事業	7.5	6.5
	その他の建設事業	19	17
製造業	繊維工業又は繊維製品製造業	4	4.5
	木材又は木製品製造業	13	14
	パルプ又は紙製造業	7.5	7
	化学工業	5	4.5
	ガラスまたはセメント製造業	7.5	5.5
	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5	7
	非鉄金属精錬業	7	6.5
	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	7	5.5

## 徹底マスター社労士過去問 10 年分 2015 年版追録

	鋳物業	17	18
	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4.5	4
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	4	3.5
	その他の製造業	7	6.5
運輸業	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	11	9
	港湾荷役業	16	13
船舶所有者の事業	船舶所有者の事業	50	49
その他の事業	農業または海面漁業以外の漁業	12	13
	清掃業、火葬またはと畜の事業	13	12
	倉庫業、警備業、消毒または害虫駆除の事業またはゴルフ場の事業	6.5	7

### 2. 第2種特別加入保険料率の改定（施行規則別表第5）

一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率が事業または作業の種類ごと（18種類）に、1,000分の52から1,000分の3の範囲に改定された。

### 3. 第3種特別加入保険料率の改定（施行規則第23条の3）

海外派遣者の特別加入に係る第3種特別加入保険料率が、「1,000分の4」から「1,000分の3」へと引き下げられた。

### 4. 労務費率の改定（施行規則別表第2）

請負による建設の事業に係る賃金総額の算定に当たり請負金額に乗ずる率である労務費率が、事業の種類ごとに、40%から18%の範囲と改定された。この改定とともに、請負による建設の事業に係る賃金総額の算定の基礎となる請負金額等は、消費税相当額を含まないものとされた。

## 徹底マスター社労士過去問 10 年分 2015 年版追録

### ■雇用保険率（厚労告第 14 号）（平成 27 年 4 月 1 日施行）

平成 27 年度の雇用保険率は、平成 26 年度の料率を据え置いて 1,000 分の 13.5（農林水産の事業及び清酒製造の事業については 1,000 分の 15.5、建設の事業については 1,000 分の 16.5）とされた。

【平成 27 年度の雇用保険率】

事業の種類 保険率	雇用保険率	労働者負担 (失業等給付 に係る 保険料率のみ)	事業主負担		
			合計	失業等給付に 係る保険料率	二事業に 係る保険料率
一般の事業	13.5/1,000	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000
農林水産・ 清酒製造業	15.5/1,000	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000
建設業	16.5/1,000	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000

### ■有期事業の一括（施行規則第 6 条第 1 項）（平成 27 年 4 月 1 日施行）

建設の事業における有期事業の一括に関して請負金額が事業規模要件として設けられているが。この請負金額について、消費税等相当額を除いた額とするとともに、その額が従前の「1 億 9,000 万円未満」から「1 億 8,000 万円未満」とされた。

### ■確定保険料の特例（施行規則第 35 条第 1 項）（平成 27 年 4 月 1 日施行）

建設の事業について、有期事業のメリット制の適用を受けるためには、確定保険料の額が 40 万円以上であるか、または、請負金額が「1 億 1,000 万円以上」（改正前は 1 億 2,000 万円以上）でなければならないとされた。

# 徹底マスター社労士過去問 10 年分 2015 年版追録

## 健康保険法（第 6 章）に関する改正

### ■高額療養費算定基準額の改正（法施行令 42 条）

高額療養費算定基準額について、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成 27 年 1 月より、70 歳未満の所得区分を 3 区分から 5 区分に細分化し、算定基準額をきめ細かく設定する見直しを行った。（平成 27 年 1 月 1 日施行）

所得区分	高額療養費算定基準額	多数該当
標準報酬月額 83 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%	140,100 円
標準報酬月額 53 万円以上 83 万円未満	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%	93,000 円
標準報酬月額 28 万円以上 53 万円未満	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
標準報酬月額 28 万円未満	57,600 円	44,400 円
市区町村民税の非課税者	35,400 円	24,600 円

### ■介護合算算定基準額の改正（法施行令 43 条）

70 歳未満の者に係る介護合算算定基準額は、これまで所得に応じて 3 段階に区分されていたが、高額療養費算定基準額と同様に 5 区分に細分化された。（平成 27 年 1 月 1 日施行）

所得区分	介護合算算定基準額
標準報酬月額 83 万円以上	2,120,000 円
標準報酬月額 53 万円以上 83 万円未満	1,410,000 円
標準報酬月額 28 万円以上 53 万円未満	670,000 円
標準報酬月額 28 万円未満	600,000 円
市区町村民税の非課税者	340,000 円

## 徹底マスター社労士過去問 10 年分 2015 年版追録

### ■出産育児一時金の改正（法施行令 36 条）

出産育児一時金の金額は政令で定められているが（法 101 条）、今回、政令で定める金額が改正され、下表のように改められた。（平成 27 年 1 月 1 日施行）

	改正前	改正後
① ②以外	390,000 円	404,000 円
② 産科医療補償制度に加入する医療機関等における出産	390,000 円+30,000 円を超えない範囲内で保険者が定める金額	404,000 円+30,000 円を超えない範囲内で保険者が定める金額（*）

（\*）平成 27 年 1 月 1 日以降の出産については、16,000 円とされている。

### ■健康保険組合の準備金の積立ての改正（法施行令 46 条 2 項）

健康保険組合は、健康保険事業に要する費用の支出に備えるため、毎事業年度末において、以下の①、②を合算した額まで準備金を積み立てなければならないが、当分の間、以下の①の「12 分の 3」を「12 の 2」とすることとした。（平成 26 年 11 月 19 日施行）

- ①当該事業年度およびその直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額の一事業年度あたりの平均額の 12 分の 3 に相当する額
- ②当該事業年度およびその直前の二事業年度内において行った前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等および日雇拋出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額の一事業年度あたりの平均額の 12 の 1 に相当する額

### ■全国健康保険協会管掌健康保険の介護保険料率の改定

平成 27 年度の協会管掌健康保険の介護保険料率は、以下のとおりとなった。

	平成 26 年度	平成 27 年度
介護保険料率	1.72%	1.58%

## 徹底マスター社労士過去問 10 年分 2015 年版追録

### ■都道府県単位保険料率の改定

平成 27 年度の都道府県単位の健康保険料率は、以下のとおりとなった。

区 分	保険料率	区 分	保険料率	区 分	保険料率
北海道	10.14%	石川県	9.99%	岡山県	10.09%
青森県	9.98%	福井県	9.93%	広島県	10.03%
岩手県	9.97%	山梨県	9.96%	山口県	10.10%
宮城県	9.96%	長野県	9.91%	徳島県	10.10%
秋田県	10.06%	岐阜県	9.98%	香川県	10.11%
山形県	9.97%	静岡県	9.92%	愛媛県	10.03%
福島県	9.92%	愛知県	9.97%	高知県	10.05%
茨城県	9.92%	三重県	9.94%	福岡県	10.09%
栃木県	9.95%	滋賀県	9.94%	佐賀県	10.21%
群馬県	9.92%	京都府	10.02%	長崎県	10.07%
埼玉県	9.93%	大阪府	10.04%	熊本県	10.09%
千葉県	9.97%	兵庫県	10.04%	大分県	10.03%
東京都	9.97%	奈良県	9.98%	宮崎県	9.98%
神奈川県	9.98%	和歌山県	9.97%	鹿児島県	10.02%
新潟県	9.86%	鳥取県	9.96%	沖縄県	9.96%
富山県	9.91%	島根県	10.06%		

## 徹底マスター社労士過去問 10 年分 2015 年版追録

### ■日雇特例被保険者に係る保険料額

介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者の保険料額が、平成27年5月納付分から以下のとおりに変更となった。

標準賃金日額の等級	標準賃金日額	日雇特例被保険者に関する保険料額	日雇特例被保険者が負担する額	事業主が負担する額
第1級	3,000円	440円	170円	270円
第2級	4,400円	650円	250円	400円
第3級	5,750円	860円	330円	530円
第4級	7,250円	1,090円	415円	675円
第5級	8,750円	1,320円	505円	815円
第6級	10,750円	1,620円	620円	1,000円
第7級	13,250円	2,000円	765円	1,235円
第8級	15,750円	2,380円	910円	1,470円
第9級	18,250円	2,760円	1,055円	1,705円
第10級	21,250円	3,220円	1,230円	1,990円
第11級	24,750円	3,740円	1,430円	2,310円

### ■現物給与価額の一部改正

報酬や賞与の一部が通貨以外のもの（現物給与）で支払われる場合、その価額は、その地方の時価によって厚生労働大臣が決めることとされている。平成27年4月1日以降、現物給与のうち、「食事で支払われる報酬等」の価額が、栃木県以外のすべての都道府県で変更された。なお、「住宅で支払われる報酬等」「その他の報酬等」の価額については改正はない。

# 徹底マスター社労士過去問 10 年分 2015 年版追録

## 国民年金法（第7章）に関する改正

### ■平成 27 年度の保険料と年金額

平成 27 年度における保険料と年金額は次のとおりとなった。（平成 27 年 4 月 1 日施行）

#### 1. 保険料（法 87 条 3 項、国民年金法による改定率の改定等に関する政令 2 条）

平成 27 年度の保険料改定率が 0.952 に改定され、平成 27 年度の国民年金の保険料額は、  
 [平成 27 年度の法定保険料額（16,380 円）] × [平成 27 年度の保険料改定率（0.952）]  
 ≒ 15,590 円となった。

	平成 26 年度	平成 27 年度
保険料改定率	0.947	<u>0.952</u>
保険料額	15,250 円	<u>15,590 円</u>

#### 2. 年金額

##### ①平成 27 年度における改定率の改定（国民年金法による改定率の改定等に関する政令 1 条）

平成 27 年度の改定率は、0.999 とされた。

##### ②平成 27 年度の年金額

###### (a)老齢基礎年金（満額）

平成 27 年度の老齢基礎年金（満額）は、780,100 円となった。

法定の額	平成 26 年度価額	平成 27 年度価額
780,900 円 × 改定率	804,200 円 × 0.961 ≒ 772,800 円	780,900 円 × 0.999 ≒ <u>780,100 円</u>

###### (b)振替加算

配偶者の生年月日	振替加算額
大正 15 年 4 月 2 日～昭和 2 年 4 月 1 日	224,500 円
昭和 2 年 4 月 2 日～昭和 3 年 4 月 1 日	218,400 円
昭和 3 年 4 月 2 日～昭和 4 年 4 月 1 日	212,600 円
昭和 4 年 4 月 2 日～昭和 5 年 4 月 1 日	206,500 円
昭和 5 年 4 月 2 日～昭和 6 年 4 月 1 日	200,500 円
昭和 6 年 4 月 2 日～昭和 7 年 4 月 1 日	194,600 円
昭和 7 年 4 月 2 日～昭和 8 年 4 月 1 日	188,600 円
昭和 8 年 4 月 2 日～昭和 9 年 4 月 1 日	182,500 円
昭和 9 年 4 月 2 日～昭和 10 年 4 月 1 日	176,700 円
昭和 10 年 4 月 2 日～昭和 11 年 4 月 1 日	170,600 円
昭和 11 年 4 月 2 日～昭和 12 年 4 月 1 日	164,600 円

## 徹底マスタ一社労士過去問 10 年分 2015 年版追録

昭和 12 年 4 月 2 日～昭和 13 年 4 月 1 日	158,700 円
昭和 13 年 4 月 2 日～昭和 14 年 4 月 1 日	152,700 円
昭和 14 年 4 月 2 日～昭和 15 年 4 月 1 日	146,600 円
昭和 15 年 4 月 2 日～昭和 16 年 4 月 1 日	140,800 円
昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 17 年 4 月 1 日	134,700 円
昭和 17 年 4 月 2 日～昭和 18 年 4 月 1 日	128,600 円
昭和 18 年 4 月 2 日～昭和 19 年 4 月 1 日	122,800 円
昭和 19 年 4 月 2 日～昭和 20 年 4 月 1 日	116,700 円
昭和 20 年 4 月 2 日～昭和 21 年 4 月 1 日	110,700 円
昭和 21 年 4 月 2 日～昭和 22 年 4 月 1 日	104,800 円
昭和 22 年 4 月 2 日～昭和 23 年 4 月 1 日	98,800 円
昭和 23 年 4 月 2 日～昭和 24 年 4 月 1 日	92,700 円
昭和 24 年 4 月 2 日～昭和 25 年 4 月 1 日	86,900 円
昭和 25 年 4 月 2 日～昭和 26 年 4 月 1 日	80,800 円
昭和 26 年 4 月 2 日～昭和 27 年 4 月 1 日	74,800 円
昭和 27 年 4 月 2 日～昭和 28 年 4 月 1 日	68,900 円
昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 29 年 4 月 1 日	62,900 円
昭和 29 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日	56,800 円
昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 31 年 4 月 1 日	51,000 円
昭和 31 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日	44,900 円
昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 33 年 4 月 1 日	38,800 円
昭和 33 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日	33,000 円
昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 35 年 4 月 1 日	26,900 円
昭和 35 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日	20,900 円
昭和 36 年 4 月 2 日～昭和 37 年 4 月 1 日	15,000 円
昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 38 年 4 月 1 日	15,000 円
昭和 38 年 4 月 2 日～昭和 39 年 4 月 1 日	15,000 円
昭和 39 年 4 月 2 日～昭和 40 年 4 月 1 日	15,000 円
昭和 40 年 4 月 2 日～昭和 41 年 4 月 1 日	15,000 円

## 徹底マスター社労士過去問 10 年分 2015 年版追録

### (c)障害基礎年金

#### 【基本額】

平成 27 年度の障害基礎年金の基本額は、障害等級 1 級の場合、975,100 円、2 級の場合 780,100 円となった。

障害等級	法定の額	平成 26 年度価額	平成 27 年度価額
1 級	780,900 円×改定率×125/100	966,000 円	<u>975,100 円</u>
2 級	780,900 円×改定率	772,800 円	<u>780,100 円</u>

#### 【子の加算額】

平成 27 年度の障害基礎年金に係る子の加算額は、第 1 子及び第 2 子については 1 人につき 224,500 円、第 3 子以降については 1 人につき 74,800 円となった。

	法定の額	平成 26 年度価額	平成 27 年度価額
第 1 子 第 2 子	224,700 円×改定率	222,400 円	<u>224,500 円</u>
第 3 子以降	74,900 円×改定率	74,100 円	<u>74,800 円</u>

### (d)遺族基礎年金

#### 【基本額】

平成 27 年度の遺族基礎年金の基本額は、780,100 円となった。

法定の額	平成 26 年度価額	平成 27 年度価額
780,900 円×改定率	772,800 円	<u>780,100 円</u>

#### 【妻に支給する加算額】

平成 27 年度の遺族基礎年金に係る子の加算額（妻に支給する額）は、第 1 子及び第 2 子については 1 人につき 224,500 円、第 3 子以降については 1 人につき 74,800 円となった。

	法定の額	平成 26 年度価額	平成 27 年度価額
第 1 子、第 2 子	224,700 円×改定率	222,400 円	<u>224,500 円</u>
第 3 子以降	74,900 円×改定率	74,100 円	<u>74,800 円</u>

#### 【子に支給する加算額】

	法定の額	平成 26 年度価額	平成 27 年度価額
第 2 子	224,700 円×改定率	222,400 円	<u>224,500 円</u>
第 3 子以降	74,900 円×改定率	74,100 円	<u>74,800 円</u>

## 徹底マスター社労士過去問 10 年分 2015 年版追録

### ■脱退一時金

基準月が平成 27 年度に属する場合の脱退一時金の支給額が次のとおりとなった。(平成 27 年 4 月 1 日施行)

平成 26 年度		平成 27 年度	
対象月数	金 額	対象月数	金 額
6 月以上 12 月未満	45,750 円	6 月以上 12 月未満	<u>46,770 円</u>
12 月以上 18 月未満	91,500 円	12 月以上 18 月未満	<u>93,540 円</u>
18 月以上 24 月未満	137,250 円	18 月以上 24 月未満	<u>140,310 円</u>
24 月以上 30 月未満	183,000 円	24 月以上 30 月未満	<u>187,080 円</u>
30 月以上 36 月未満	228,750 円	30 月以上 36 月未満	<u>233,850 円</u>
36 月以上	274,500 円	36 月以上	<u>280,620 円</u>

### ■年金記録の訂正決定の権限の委任（法施行令 11 条の 12）

年金記録の訂正制度について、厚生労働大臣が行うこととされている年金記録の訂正決定の権限について、地方厚生局長等に委任することとされた。また、地方厚生局長等が、年金記録の訂正決定を行う際に諮問する審議会として、地方厚生局に地方年金記録訂正審議会を設置することとされた。(平成 27 年 4 月 10 日施行)

### ■学生納付特例事務法人に関する規定の整備（法 109 条の 2 第 1 項・第 2 項）

学生等である被保険者が学生納付特例事務法人に学生納付特例の申請書を提出し、当該法人から提出された申請書が日本年金機構に受理されるまでの間は、申請があった期間とはされず、空白期間が生じていた。この空白期間にその者が事故に遭った場合、障害基礎年金等を受け取る権利が担保されないという問題があった。

法改正により、学生等である被保険者が学生納付特例事務法人に学生納付特例申請を委託したときは、その委託をした日に、学生納付特例申請があったものとみなすこととなった。(平成 26 年 10 月 1 日施行)

# 徹底マスター社労士過去問 10 年分 2015 年版追録

## 要 旨

1 国及び地方公共団体並びに国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人及び私立学校法第 3 条に規定する学校法人その他の政令で定める法人であって、厚生労働大臣がこれらの法人からの申請に基づき、第 90 条の 3 第 1 項の申請（以下この条において「学生納付特例申請」という）に関する事務を適正かつ正確に実施することができるものと認められるものとして指定するもの（以下この条において「学生納付特例事務法人」という）は、その設置する学校教育法第 83 条に規定する大学その他の政令で定める教育施設において当該教育施設の学生等である被保険者（以下この条において「学生等被保険者」という）の委託を受けて、学生等被保険者に係る学生納付特例申請をすることができる。

2 学生等被保険者が学生納付特例事務法人に学生納付特例申請の委託をしたときは、第 90 条の 3 第 1 項の規定及び同条第 2 項において準用する第 90 条第 2 項の規定の適用については、当該委託をした日に、学生納付特例申請があったものとみなす。

### ■前納保険料の額（平 27. 2. 23 厚生労働省告示 31 号）

保険料の前納は、原則として、厚生労働大臣が定める期間につき、6 月または年を単位として行うものとされており、平成 27 年度の保険料の額は以下のとおり定められている。尚、保険料を 2 年前納する場合は、口座振替のみとなる。（平成 27 年 3 月 1 日施行）

前納期間	口座振替		現金納付	
	保険料	割引額	保険料	割引額
6 月	92,480 円	1,060 円	92,780 円	760 円
1 年	183,160 円	3,920 円	183,760 円	3,320 円
2 年	366,840 円	15,360 円	—	—

### ■被扶養配偶者でなくなったことの届出（法 12 条の 2 第 1 項）

第 3 号被保険者であった者は、①第 3 号被保険者の収入が基準額以上に増加し扶養から外れた、②配偶者（第 2 号被保険者）と離婚したことにより、第 2 号被保険者の被扶養配偶者でなくなったときには、事業主等を経由して「国民年金第 3 号被保険者被扶養配偶者非該当届」（以下「非該当届」という）を届け出なければならない。尚、以下の場合には、非該当届の届出は不要となる。

- ①全国健康保険協会に加入している場合
- ②配偶者（第 2 号被保険者）が退職したことにより第 3 号被保険者の資格を失う場合
- ③第 3 号被保険者本人が死亡したことにより第 3 号被保険者の資格を失う場合

（平成 26 年 12 月 1 日施行）

# 徹底マスター社労士過去問 10 年分 2015 年版追録

## ■国民年金原簿の訂正（法 14 条）

年金記録問題（年金記録が誤って登録されたり、未登録であること）の発生等を踏まえて被保険者または被保険者であった者が、自ら年金記録の訂正を請求することができるよう法改正が行われた。（平成 27 年 3 月 1 日施行）

### 1. 訂正の請求（法 14 条の 2 第 1 項）

要 旨
被保険者又は被保険者であった者は、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録（被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項をいう。以下この項において同じ）が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと料するときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、国民年金原簿の訂正の請求をすることができる。

### 2. 訂正に関する方針（法 14 条の 3）

要 旨
1 厚生労働大臣は、前条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む）の規定による請求（「訂正請求」という）に係る国民年金原簿の訂正に関する方針を定めなければならない。
2 厚生労働大臣は、この方針を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。

### 3. 訂正請求に対する措置（法 14 条の 4 第 1 項・第 2 項）

要 旨
1 厚生労働大臣は、訂正請求に理由があると認められるときは、当該訂正請求に係る国民年金原簿の訂正をする旨を決定しなければならない。
2 厚生労働大臣は、前項の規定による決定をする場合を除き、訂正請求に係る国民年金原簿の訂正をしない旨を決定しなければならない。

## ■資料の提供等（法 108 条第 1 項）

厚生労働大臣が、官公署などに対して提供を求めることができる資料の対象が拡大された。（平成 27 年 3 月 1 日施行）

### 要 旨

厚生労働大臣は、被保険者の資格又は保険料に関し必要があると認めるときは、被保険者若しくは被保険者であった者（以下この項において「被保険者等」という）、国民年金基金の加入員若しくは加入員であった者、農業者年金の被保険者若しくは被保険者であった者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは組合員であった者、私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける加入員若しくは加入員であった者又は健康保険若しくは国民健康保険の被保険者若しくは被保険者であった者の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、保険料若しくは掛金の納付状況その他の事項につき、官公署、第 109 条第 2 項に規定する国民年金事務組合、国民年金基金、国民年金基金連合会、独立行政法人農業者年金基金、共済組合等、健康保険組合若しくは国民健康保険組合に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者等の配偶者若しくは世帯主その他の関係人に報告を求めることができる。

# 徹底マスター社労士過去問 10 年分 2015 年版追録

## 厚生年金保険法（第 8 章）に関する改正

### ■平成 27 年度の年金額等（平成 27 年 4 月 1 日施行）

#### (1) 平成 27 年度の年金額

##### (a) 定額部分の額

法定額	$1,628 \text{ 円} \times \text{改定率} (*) \times \text{政令で定める率} \times \text{被保険者期間の月数}$ $(*) \text{ 平成 27 年度定額単価 } 1,628 \text{ 円} \times 0.999 = 1,626 \text{ 円}$
-----	---

##### (b) 老齢厚生年金の加給年金額

	法定の額	平成 26 年度価額	平成 27 年度価額
配偶者	$224,700 \text{ 円} \times \text{改定率}$	222,400 円	<u>224,500 円</u>
第 1 子・第 2 子	$224,700 \text{ 円} \times \text{改定率}$	222,400 円	<u>224,500 円</u>
第 3 子以降	$74,900 \text{ 円} \times \text{改定率}$	74,100 円	<u>74,800 円</u>

##### (c) 老齢厚生年金の配偶者加給年金額に係る特別加算額

受給権者の生年月日	法定の額	平成 26 年度価額	平成 27 年度価額
昭 9.4.2～昭 15.4.1	$33,200 \text{ 円} \times \text{改定率}$	32,800 円	<u>33,200 円</u>
昭 15.4.2～昭 16.4.1	$66,300 \text{ 円} \times \text{改定率}$	65,600 円	<u>66,300 円</u>
昭 16.4.2～昭 17.4.1	$99,500 \text{ 円} \times \text{改定率}$	98,500 円	<u>99,400 円</u>
昭 17.4.2～昭 18.4.1	$132,600 \text{ 円} \times \text{改定率}$	131,300 円	<u>132,500 円</u>
昭 18.4.2～	$165,800 \text{ 円} \times \text{改定率}$	164,000 円	<u>165,600 円</u>

##### (d) 障害厚生年金の最低保障額

法定の額	平成 26 年度価額	平成 27 年度価額
障害基礎年金 2 級の額 $\times 4$ 分の 3	579,000 円	<u>585,100 円</u>

##### (e) 障害厚生年金の加給年金額

法定の額	平成 26 年度価額	平成 27 年度価額
$224,700 \text{ 円} \times \text{改定率}$	222,400 円	<u>224,500 円</u>

##### (f) 遺族厚生年金の中高齢寡婦加算

法定の額	平成 26 年度価額	平成 27 年度価額
遺族基礎年金の基本額 $\times 4$ 分の 3	579,700 円	<u>585,100 円</u>

#### (2) 老齢厚生年金の従前額保障における従前額改定率

平成 27 年度の従前額改定率は、昭和 13 年 4 月 1 日以前に生まれた者については「1.000」  
 昭和 13 年 4 月 2 日以後に生まれた者については「0.998」とされた。

# 徹底マスター社労士過去問 10 年分 2015 年版追録

## (3) 障害手当金の最低保障額

平成 27 年度の障害手当金の最低保障額は、1,170,200 円とされた。

平成 26 年度	平成 27 年度
1,153,800 円	1,170,200 円

## ■日本国籍を有しない被保険者の届出（平成 26 年 7 月 7 日省令 77 号）

日本国籍を有しない被保険者の資格取得の届出及び氏名変更の届出の際には、当該被保険者の年金記録を適正に管理する観点から、これまで必要とされていた届書・書類に加えて、「厚生年金保険被保険者ローマ字氏名届」（様式第 7 号の 2）を添えて提出することとされた。（平成 26 年 10 月 1 日施行）

## ■厚生年金保険原簿の訂正（法 28 条）

法 28 条で、「厚生労働大臣は、被保険者に関する原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬、基礎年金番号その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない」と規定し、厚生労働大臣に対し、原簿の備え付け、被保険者の氏名等の記録を義務づけている。

厚生年金保険法においても、国民年金法の国民年金原簿の訂正請求の制度と同様に、厚生年金保険原簿の訂正請求の制度を創設した。（平成 27 年 3 月 1 日施行）

### 1. 訂正の請求（法 28 条の 2 第 1 項）

要 旨
被保険者又は被保険者であった者は、前条の原簿（以下「厚生年金保険原簿」という）に記録された自己に係る特定厚生年金保険原簿記録（被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。以下この項において同じ）が事実でない、又は厚生年金保険原簿に自己に係る特定厚生年金保険原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができる。

### 2. 訂正に関する方針（法 28 条の 3）

要 旨
1 厚生労働大臣は、前条第 1 項（同条第 2 項及び第 3 項において準用する場合を含む）の規定による請求（「訂正請求」という）に係る厚生年金保険原簿の訂正に関する方針を定めなければならない。
2 厚生労働大臣は、前項の方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。

## 徹底マスター社労士過去問 10 年分 2015 年版追録

### 3. 訂正請求に対する措置（法 28 条の 4 第 1 項・第 2 項）

要 旨
1 厚生労働大臣は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る厚生年金保険原簿の訂正をする旨を決定しなければならない。
2 厚生労働大臣は、前項の規定による決定をする場合を除き、訂正請求に係る厚生年金保険原簿の訂正をしない旨を決定しなければならない。

### 4. 保険料徴収権の時効による制限（法 75 条）

要 旨
保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は、行わない。ただし、当該被保険者であった期間に係る被保険者の資格の取得について第 27 条の規定による届出若しくは第 31 条第 1 項の規定による確認の請求又は第 28 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 3 項において準用する場合を含む）の規定による訂正の請求があった後に、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したものであるときは、この限りではない。

### 5. 不服申立て（法 90 条第 1 項）

要 旨
被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。ただし、第 28 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定による決定（厚生年金保険原簿の訂正の請求に係る決定）については、この限りでない。

#### ■延滞金の軽減（法 181 条）

平成 27 年 1 月 1 日以降の滞納期間に対応する延滞金の割合は、納期限の翌日から 3 ヶ月を経過するまでの期間については、「年 7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低いほうの率、納期限の翌日から 3 ヶ月を経過する日の翌日以後については、「年 14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低いほうの率とされているが、平成 27 年の特例基準割合が「1.8%」とされたことから、平成 27 年における延滞金の割合は下記のとおりとなった。

期 間	納期限の翌日から 3 ヶ月を経過する日までの間	納期限の翌日から 3 ヶ月を経過する日の翌日以後
平成 27 年 1 月 1 日～12 月 31 日	2.8%	9.1%

#### ■在職老齢年金に係る支給停止調整変更額等の改定（法 46 条）

平成 27 年度の在職老齢年金に関して、

- ・ 60 歳台前半（60 歳～64 歳）の支給停止調整変更額（26 年度：46 万円）

## 徹底マスター社労士過去問 10 年分 2015 年版追録

・60 歳台後半（65 歳～69 歳）と 70 歳以降の支給停止調整額（26 年度：46 万円）については、「47 万円」に改定される。なお、60 歳台前半の支給停止調整開始額（26 年度：28 万円）については改定されない。（平成 27 年 4 月 1 日施行）

### ■資料の提供（法 100 条の 2 第 1 項）

厚生労働大臣が、官公署などに対して提供を求めることができる資料の対象が拡大された。（平成 27 年 3 月 1 日施行）

要 旨
厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、被保険者若しくは被保険者であった者（以下この項において「被保険者等」という）、共済組合の組合員若しくは組合員であった者、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者若しくは加入者であった者又は健康保険若しくは国民健康保険の被保険者若しくは被保険者であった者の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、被保険者等の勤務又は収入の状況、法人の事業所の名称及び所在地その他の事項につき、官公署、国民年金法第 3 条第 2 項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という）、健康保険組合若しくは国民健康保険組合に対し必要な資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは事業主その他の関係者に報告を求めることができる。

## 労務管理その他の労働に関する一般常識（第 9 章）に関する改正

### ■障害者雇用促進法の改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）

#### 障害者雇用納付金制度

#### 1. 障害者雇用納付金の徴収（障害者雇用促進法第 53 条、付則第 4 条ほか）」

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、障害者雇用調整金等の支給に要する費用等に充てるため、法定雇用率を田正していない一般事業主から、毎年度、障害者雇用納付金を徴収する。その対象となる一般事業主の範囲について、拡大した。

改正前	改正後
平成 22 年 7 月～平成 27 年 3 月まで 常用労働者数が 200 人を超える事業主	平成 27 年 4 月以降～ 常用労働者数が 100 人を超える事業主

また、障害者雇用納付金の額は、法定雇用率に満たない 1 人あたり 50,000 円とされているが、制度適用から 5 年間は、障害者雇用納付金の減額特例が適用される（1 人あたり 40,000 円）。

#### 2. 障害者雇用調整金の支給（障害者雇用促進法第 50 条ほか）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、法定雇用率を達成している一般事業主に対して、障害者雇用調整金を支給しているが（法定雇用率を超える 1 人あたり、27000 円）、その範囲についても改正が行われた。

改正前	改正後
平成 22 年 7 月～平成 27 年 3 月まで 常用労働者数が 200 人を超える事業主	平成 27 年 4 月以降～ 常用労働者数が 100 人を超える事業主

## ■男女雇用機会均等法の改正（平成 26 年 7 月 1 日施行）

実質的に性別を理由とする差別（間接差別）となるおそれがある措置（施行規則第 2 条第 2 号）

間接差別となるおそれがある措置のうち、コース別雇用管理における「総合職」の募集または採用に係る転勤要件について、総合職の限定を削除し、昇進・職種の変更を措置の対象に追加することとした。これにより、すべての労働者の募集・採用、昇進、職種の変更に当たって、合理的な理由なく、転勤要件を設けることは、間接差別に該当することとする。

## ■パートタイム労働法の改正

短時間労働者の均等・均衡待遇の確保について（平成 27 年 4 月 1 日施行）

パートタイム労働法第 6 条「労働条件に関する文書の交付等」の規定に基づき、短時間労働者に対して文書の交付等により明示しなければならない労働条件に関する事項（特定事項）の範囲が見直された。

具体的には、従前の、昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無に加え、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」の事項が追加された。

## ■短時間労働者の均等・均衡待遇の確保（平成 27 年 4 月 1 日施行）

### 1. 短時間労働者の待遇の原則（パートタイム労働法 8 条）

短時間労働者の待遇について、通常の労働者の待遇との相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理だと認められるものであってはならない。これを、「短時間労働者の待遇の原則」として定めた。

### 条 文

#### （短時間労働者の待遇の原則）

事業主が、その雇用する短時間労働者の待遇を、当該事業所に雇用される通常の労働者の待遇と相違するものとする場合においては、当該待遇の相違は、当該短時間労働者及び通常の労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

## 2. 通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的扱いの禁止（パートタイム労働法9条）

通常の労働者と差別的取扱いが禁止される「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」に係る要件のうち「無期労働契約をしていること」が削除された。これにより、職務の内容が当該事業所に雇用される通常の労働者と同一の短時間労働者であって、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されると見込まれるものに関しては、「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」であるとして、差別的取扱いが禁止された。

### 条 文

（通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取扱いの禁止）

事業主は、職務の内容が当該事業所に雇用される通常の労働者と同一の短時間労働者（第十一条第一項において「職務内容同一短時間労働者」という。）であって、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されると見込まれるもの（次条及び同項において「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」という。）については、短時間労働者であることを理由として、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならない。

## 3. 賃金

### （1）賃金の決定（パートタイム労働法条10条）

短時間労働者の賃金の決定については、これまで「少なくとも一定の期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されると見込まれるものについては、当該変更が行われる期間においては、通常の労働者と同じの方法により賃金を決定するように努めるものとする」というように、努力義務を課していたが、この規定が廃止された。

### （2）均衡確保の努力義務の対象となる賃金の範囲の改正（パートタイム労働法施行規則第3条）

通勤手当のうち「職務内容に密接に関連して支払われるもの」については、均衡確保の努力義務の対象となる賃金に含まれるものとされた。

# 徹底マスター社労士過去問 10 年分 2015 年版追録

## ■短時間労働者の納得性を高めるための措置（平成 27 年 4 月 1 日施行）

### 1. 事業主が講ずる措置の説明（パートタイム労働法 14 条第 1 項）

事業主は、その雇用する短時間労働者が自らの待遇について説明を求められたときは、所定の事項に関し講ずることとしている措置の内容について説明する義務を負っている。改正により、短時間労働者を雇い入れたときにおいても、説明義務が課せられることとなった。

#### 条 文

（事業主が講ずる措置の内容等の説明）

事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、速やかに、第九条から前条までの規定により措置を講ずべきこととされている事項（労働基準法第十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項及び特定事項を除く。）に関し講ずることとしている措置の内容について、当該短時間労働者に説明しなければならない。

### 2. 相談のための体制の整備（パートタイム労働法 16 条）

事業主は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に関し、相談のための体制の整備をする義務が課せられた。

#### 条 文

（相談のための体制の整備）

事業主は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に関し、その雇用する短時間労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならない。

## ■その他の改正

### 1. 公表制度の創設（パートタイム労働法 18 条第 2 項）

厚生労働大臣は、労働条件に関する文書の交付等（6 条 1 項）、通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取り扱いの禁止（9 条）、教育訓練（11 条 1 項）、福利厚生施設（12 条）、通常の労働者への転換（13 条）、事業主が講ずる措置の内容等の説明（14 条）、相談のための体制の整備（16 条）に関する規定に違反する事業主に対して、勧告をした場合において、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることとされた。

# 徹底マスター社労士過去問 10 年分 2015 年版追録

## 条 文

厚生労働大臣は、第六条第一項、第九条、第十一条第一項、第十二条から第十四条まで及び第十六条の規定に違反している事業主に対し、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

### 2. 事業主等に対する援助（パートタイム労働法 19 条）

国が事業主等に対して、短時間労働者の雇用管理の改善の促進等を図るため、相談及び助言その他の必要な援助を行うことができることとされた。

## 条 文

（事業主等に対する援助）

国は、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進その他その福祉の増進を図るため、短時間労働者を雇用する事業主、事業主の団体その他の関係者に対して、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項についての相談及び助言その他の必要な援助を行うことができる。

### 3. 事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置についての指針の改正（平成 26 年 7 月 24 日厚生労働省告示 293 号）

事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針において定める「不利益取り扱いの禁止」の改正が行われた。具体的には、以下のとおりである。

- ・事業主は、短時間労働者が、待遇の決定に当たって考慮した事項の説明を求めたことを理由として不利益な取り扱いをしてはならないこと。また短時間労働者が不利益な取り扱いをおそれて、当該説明を求めることができないことがないようにすること。
- ・短時間労働者が、親族の葬儀等のために勤務しなかったことを理由として解雇等が行われることは適当でないものであること。

### ■次世代育成支援対策推進法の改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）

法律の有効期限の延長（次世代育成支援対策推進法附則 2 条第 1 項）

同法の有効期限を 10 年間延長し、平成 37 年 3 月 31 日までとした。

## ■特例認定制度の創設

雇用環境の整備に関し適切な行動計画を策定し実施している旨の厚生労働大臣による認定を受けた事業主のうち、特に次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものについて、厚生労働大臣による新たな認定（特例認定）制度を創設し、特例認定を受けた場合、一般事業主行動計画の策定および届出義務に代えて、次世代育成支援対策の実施状況の公表を義務付けることとした。

### 1. 基準に適合する認定一般事業主の認定（次世代育成支援対策推進法 15 条の 2）

条 文
<p>（基準に適合する認定一般事業主の認定）</p> <p>厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定一般事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画（その計画期間の末日が、当該認定一般事業主が第十三条の認定を受けた日以後であるものに限る。）を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したこと、当該認定一般事業主の次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。</p>

### 2. 特例認定一般事業主の特例等（次世代育成支援対策推進法 15 条の 3）

特例認定を受けた認定一般事業主については、一般事業主行動計画の策定およびその旨の届出に代えて、毎年少なくとも 1 回、次世代育成支援対策の実施の状況を公表しなければならないこととされた。

## ■専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の制定（平成 27 年 4 月 1 日施行）

「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」が、施行となった。この法律は、（1）高度な専門的知識などを持つ有期雇用労働者、（2）定年後引き続き雇用される有期雇用労働者が、その能力を有効に発揮できるよう、事業主が雇用管理に関する特別の措置を行う場合に、労働契約法の「無期転換ルール」※に特例を設けることとした。

※同一の使用urerとの間で有期労働契約が繰り返し更新されて通算 5 年を超えた場合は、労働者の申込により、無期労働契約に転換できる（労働契約法第 18 条）とする規定の特例が、本特別措置法である。

## 制度概要

### ①特例の対象者

- I) 「5 年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務」に就く高度専門的知識等※を有する有期雇用労働者（ただし、事業主との間で締結された有期労働契約の契約期間に当該事業主から支払われると見込まれる賃金の額を 1 年間あたりの賃金の額に換算した額が厚生労働省令で定める額（「＝1075 万円」）以上である者に限る。）
- II) 定年（60 歳以上のものに限る）後に有期契約で継続雇用される高齢者

### ※専門的知識等について

専門的な知識、技術、または経験であって、高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当するもの

博士の学位を有する者のほか、公認会計士、医師、歯科医師、獣医師、弁護士、一級建築士、税理士、薬剤師、社会保険労務士、不動産鑑定士、技術士または弁理士の資格をゆうするもの、ITストラテジスト試験に合格した者 等

### ②特例の効果

特例の対象者について、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間（現行 5 年）を延長する

→次の期間は、無期転換申込権が発生しないこととする。

- ① I の者：一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く期間（上限：10 年）
- ② II の者：定年後引き続き雇用されている期間

※特例の適用に当たり、事業主は、

- ① I の者について、労働者が自らの能力の維持向上を図る機会の付与等
- ② II の者について、労働者に対する配置、職務及び職場環境に関する配慮等の適切な雇用管理を実施しなければならない

## 参考

### 「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」

(目的)

**第一条** この法律は、専門的知識等を有する有期雇用労働者等の能力の維持向上及び活用を図ることが当該専門的知識等を有する有期雇用労働者等の能力の有効な発揮及び活力ある社会の実現のために重要であることに鑑み、専門的知識等を有する有期雇用労働者がその有する能力を維持向上することができるようにするなど有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する特別の措置を講じ、併せて労働契約法（平成十九年法律第二百二十八号）の特例を定め、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「専門的知識等」とは、専門的な知識、技術又は経験であって、高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当するものをいう。

**2** この法律において「有期雇用労働者」とは、事業主と期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）を締結している労働者をいう。

**3** この法律において「特定有期雇用労働者」とは、次の各号のいずれかに該当する有期雇用労働者をいう。

一 専門的知識等を有する有期雇用労働者（事業主との間で締結された有期労働契約の契約期間に当該事業主から支払われると見込まれる賃金の額を一年間当たりの賃金の額に換算した額が厚生労働省令で定める額以上である者に限る。）であって、当該専門的知識等を必要とする業務（五年を超える一定の期間内に完了することが予定されているものに限る。以下「特定有期業務」という。）に就くもの（次号に掲げる有期雇用労働者に該当するものを除く。）

二 定年（六十歳以上のものに限る。以下同じ。）に達した後引き続き当該事業主（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第九条第二項に規定する特殊関係事業主にその定年後に引き続き雇用される場合にあつては、当該特殊関係事業主。以下同じ。）に雇用される有期雇用労働者

(基本指針)

**第三条** 厚生労働大臣は、事業主が行う特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

**2** 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一 特定有期雇用労働者の雇用の動向に関する事項

二 事業主が行う特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容に関する事項

**3** 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(第一種計画の認定)

**第四条** 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主が行う第一種特定有期雇用労働者（特定有期雇用労働者のうち第二条第三項第一号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。）の特性に応じた雇用管理に関する措置についての計画（以下「第一種計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、その第一種計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 第一種計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該事業主が雇用する第一種特定有期雇用労働者（以下「計画対象第一種特定有期雇用労働者」という。）が就く特定有期業務の内容並びに開始及び完了の日

二 計画対象第一種特定有期雇用労働者がその職業生活を通じて発揮することができる能力の維持向上を自主的に図るための教育訓練を受けるための有給休暇（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）の付与に関する措置その他の能力の維持向上を自主的に図る機会の付与に関する措置（次項第三号において「有給教育訓練休暇付与等の措置」という。）その他の当該事業主が行う計画対象第一種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容

三 その他厚生労働省令で定める事項

3 厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その第一種計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号に規定する特定有期業務が第二条第一項の厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を必要とする業務であること。

二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

三 前号に定めるもののほか、有給教育訓練休暇付与等の措置その他の当該事業主が行う雇用管理に関する措置の内容が計画対象第一種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置として有効かつ適切なものであること。

(第一種計画の変更等)

**第五条** 前条第一項の認定に係る事業主（以下「第一種認定事業主」という。）は、同項の認定に係る第一種計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前条第一項の認定に係る第一種計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「第一種認定計画」という。）が同条第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(第二種計画の認定)

**第六条** 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主が行う第二種特定有期雇用労働者（特定有期雇用労働者のうち第二条第三項第二号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。）の特性に応じた雇用管理に関する措置についての計画（以下「第二種計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、その第二種計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 第二種計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該事業主が雇用する第二種特定有期雇用労働者（以下「計画対象第二種特定有期雇用労働者」という。）に対する配置、職務及び職場環境に関する配慮その他の当該事業主が行う計画対象第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容

二 その他厚生労働省令で定める事項

3 厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その第二種計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項各号に掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

二 前号に定めるもののほか、前項第一号に掲げる配置、職務及び職場環境に関する配慮その他の当該事業主が行う雇用管理に関する措置の内容が計画対象第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置として有効かつ適切なものであること。

（第二種計画の変更等）

**第七条** 前条第一項の認定に係る事業主（以下「第二種認定事業主」という。）は、同項の認定に係る第二種計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前条第一項の認定に係る第二種計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「第二種認定計画」という。）が同条第三項各号のいずれかに適合しなくなると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

（労働契約法の特例）

**第八条** 第一種認定事業主と当該第一種認定事業主が雇用する計画対象第一種特定有期雇用労働者との間の有期労働契約に係る労働契約法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百三十七号）第五条第二項に規定する第一種認定計画に記載された同法第二条第三項第一号に規定する特定有期業務の開始の日から完了の日までの期間（当該期間が十年を超える場合にあっては、十年）」とする。

2 第二種認定事業主と当該第二種認定事業主が雇用する計画対象第二種特定有期雇用労働者との間の有期労働契約に係る労働契約法第十八条第一項の規定の適用については、定年後引き続いて当該第二種認定事業主に雇用されている期間は、同項に規定する通算契約期間に算入しない。

（援助）

**第九条** 国は、第一種認定計画に係る計画対象第一種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置を講ずる第一種認定事業主に対して、必要な助成その他の援助を行うよう努めるものとする。

(指導及び助言)

**第十条** 厚生労働大臣は、第一種認定事業主又は第二種認定事業主に対し、第一種認定計画又は第二種認定計画に係る措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

**第十一条** 厚生労働大臣は、第一種認定事業主又は第二種認定事業主に対し、第一種認定計画に記載された第四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は第二種認定計画に記載された第六条第二項各号に掲げる事項の実施状況について報告を求めることができる。

(適用除外)

**第十二条** この法律は、国家公務員及び地方公務員並びに船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員については、適用しない。

2 この法律は、同居の親族のみを使用する事業については、適用しない。

(権限の委任)

**第十三条** この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に委任することができる。

(厚生労働省令への委任)

**第十四条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## 社会保険に関する一般常識（第 10 章）に関する改正

### ■国民健康保険法の改正

#### ①高額療養費および高額介護合算療養費（平成 27 年 1 月 1 日施行）

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律による「負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し」に係る措置として、70歳未満の者に係る高額療養費および高額介護合算療養費について、3段階から5段階に区分することとなった。

#### 1. 70歳未満に係る高額療養費算定基準額

被保険者の区分	高額療養費算定基準額
所得が901万円超	252600円＋（医療費-842000円）×100分の1
所得600万円超901万円以下	167400円＋（医療費-558000円）×100分の1
所得が210万円超600万円以下	80100円＋（医療費-267000円）×100分の1
所得が210万円以下	57600円
低所得者	35400円

#### 2. 多数回該当の場合における70歳未満の者に係る高額療養費算定基準額

被保険者の区分	高額療養費算定基準額
所得が901万円超	140100円
所得600万円超901万円以下	93000円
所得が210万円超600万円以下	44400円
所得が210万円以下	44400円
低所得者	24600円

#### 3. 介護合算算定基準額

被保険者の区分	介護合算算定基準額
所得が901万円超	2120000円
所得600万円超901万円以下	1410000円
所得が210万円超600万円以下	670000円
所得が210万円以下	600000円
低所得者	340000円

### ②保険者支援制度（国民健康保険法 72 条の 4 平成 27 年 4 月 1 日施行）

保険料軽減の対象となる低所得者に応じて、保険者に対して財政支援する制度が設けられることとなった。

条 文
市町村は、前条第一項の規定に基づき繰り入れる額のほか、政令の定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令の定めるところにより算定した額を国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。
2 国は、政令の定めるところにより、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。
3 都道府県は、政令の定めるところにより、第一項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。

## ③交付金事業（国民健康保険法 81 条の 2 平成 27 年 4 月 1 日施行）

保険財政共同安定化事業および高額医療費共同事業について規定された。

### 条 文

国民健康保険団体連合会は、政令の定めるところにより、国民健康保険の財政の安定化を図るため、その会員である市町村に対して次に掲げる交付金を交付する事業を行うものとする。

一 政令で定める額以下の医療に要する費用を市町村（国民健康保険団体連合会の会員である市町村をいう。以下この条において同じ。）が共同で負担することに伴う交付金

二 前号の政令で定める額を超える高額な医療に要する費用を国、都道府県及び市町村が共同で負担することに伴う交付金

2 国民健康保険団体連合会は、前項の事業に要する費用に充てるため、同項各号に掲げる交付金を交付する事業ごとに、政令で定める方法（同項第一号に掲げる交付金を交付する事業について、次項の規定により都道府県が特別の方法を定めた場合には、その方法）により、市町村から拠出金を徴収する。

3 都道府県は、必要があると認めるときは、第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業について、政令で定める基準に従い、広域化等支援方針において、第六十八条の二第二項第四号に掲げる国民健康保険の財政の安定化を図るための具体的な施策として、前項の政令で定める方法に代えて、特別の方法を定めることができる。

4 市町村は、第二項の規定による拠出金を納付する義務を負う。

5 国及び都道府県は、政令の定めるところにより、第一項第二号に掲げる交付金を交付する事業に係る第二項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の四分の一に相当する額をそれぞれ負担する。

6 第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）は、国民健康保険団体連合会からの拠出金その他の当該事業に必要な経費に充てるために支出された金銭を財源として、国民健康保険団体連合会に対して第一項第二号に掲げる交付金を交付する事業のうち著しく高額な医療に関する給付に係るものについて交付金を交付する事業を行うことができる。

## ④保険料

### 1. 賦課決定の期間制限（国民健康保険法 110 条の 2 平成 26 年 6 月 25 日施行）

保険料の賦課について期間の制限を明確にし、保険料の賦課について除斥期間を設けることとなった。

条 文
<p>保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期（この法律又はこれに基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課することができることとなった場合にあつては、当該保険料を課することができることとなった日とする。）の翌日から起算して二年を経過した日以後においては、することができない。</p>

### 2. 賦課限度額（国民健康保険法施行令 29 条の 7 ほか 平成 27 年 4 月 1 日施行）

国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る付加限度額について 52 万円、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額については 17 万円、介護納付金賦課額に係る賦課限度額については 16 万円というように、引き上げられることとなった。

## ■高齢者の医療の確保に関する法律の改正

### ①保険者協議会（高齢者医療確保法 157 条の 2 平成 26 年 6 月 25 日施行）

保険者協議会についての規定が設けられることとなった。

条 文
<p>（保険者協議会）</p> <p>保険者及び後期高齢者医療広域連合は、共同して、加入者の高齢期における健康の保持のために必要な事業の推進並びに高齢者医療制度の円滑な運営及び当該運営への協力のため、都道府県ごとに、保険者協議会を組織するよう努めなければならない。</p> <p>2 前項の保険者協議会は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営その他の事項に関する保険者その他の関係者間の連絡調整</p> <p>二 保険者に対する必要な助言又は援助</p> <p>三 医療に要する費用その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報についての調査及び分析</p>

## ②賦課決定の期間制限（高齢者医療確保法 160 条の 2 平成 26 年 6 月 25 日施行）

保険料の賦課について期間の制限を明確にし、さらに保険料の賦課について除斥期間を設けた。

条 文
<p>保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期（この法律又はこれに基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課することができることとなつた場合にあつては、当該保険料を課することができることとなつた日とする。）の翌日から起算して二年を経過した日以後においては、することができない。</p>

## ■介護保険法の改正

### ①地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の制定

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行うため、本法律は制定された。

## 概要

1. 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化（地域介護施設整備促進法等関係）
  - ①都道府県の事業計画に記載した医療・介護の事業（病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等）のため、消費税増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置
  - ②医療と介護の連携を強化するため、厚生労働大臣が基本的な方針を策定
2. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保（医療法関係）
  - ①医療機関が都道府県知事に病床の医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）等を報告し、都道府県は、それをもとに地域医療構想（ビジョン）（地域の医療提供体制の将来のあるべき姿）を医療計画において策定
  - ②医師確保支援を行う地域医療支援センターの機能を法律に位置付け
3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化（介護保険法関係）
  - ①在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し、多様化 ※地域支援事業：介護保険財源で市町村が取り組む事業
  - ②特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化
  - ③低所得者の保険料軽減を拡充

- ④一定以上の所得のある利用者の自己負担を 2 割へ引上げ（ただし、月額上限あり）
- ⑤低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

#### 4. その他

- ①診療の補助のうちの特定行為を明確化し、それを手順書により行う看護師の研修制度を新設
- ②医療事故に係る調査の仕組みを位置づけ
- ③医療法人社団と医療法人財団の合併、持分なし医療法人への移行促進策を措置
- ④介護人材確保対策の検討（介護福祉士の資格取得方法見直しの施行時期を 27 年度から 28 年度に延期）

### ②地域支援事業の見直し（介護保険法 115 条の 45 第 1 項 平成 27 年 4 月 1 日施行）

#### 1. 地域支援事業（法定事業）：介護予防・日常生活支援総合事業

地域支援事業には、大きく法定事業（市町村に実施が義務付けられている事業）と任意事業（市町村が任意に行うことができる事業）の 2 つがある。このうち法定事業については、「介護予防・日常生活支援総合事業」と「介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業」とに区分されている。

さらに、介護予防・日常生活支援総合事業には「第 1 号事業：居宅要支援被保険者等に対して、所定の事業を行う事業」と「2 号事業：一般介護予防事業」とがある。

#### 2. 地域支援事業（法定事業）：介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業（介護保険法 115 条の 45 第 2 項）

市町村は、地域支援事業として、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業が義務付けられている。今回の改正では、以下の事業が加わった。

- ①医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他関係者の連携を推進するものとして厚生労働省令で定める事業
- ②被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止に係る大勢の整備その他のこれらを促進する事業
- ③保健医療および福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症であるまたはその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業

#### 3. 地域支援事業に要する費用（介護保険法 115 条の 45 の 3 項）

地域支援事業の事業費の上限について「75 歳以上の被保険者の数」も勘案して設定す

るものとされることとなった。

#### 4. 介護予防・日常生活支援総合事業の指針等（介護保険法 115 条の 45 の 2）

##### 条 文

厚生労働大臣は、市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

2 市町村は、定期的に、介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 5. 指定事業者による第 1 号事業の実施（介護保険法 115 条の 45 の 3）

市町村は、第 1 号事業（第 1 号介護予防支援事業にあつては、居宅要支援被保険者に係るものに限る）については、居宅要支援介護被保険者等が、市町村が指定する者（指定事業者）の当該指定に係る第 1 号事業を行う事業所により行われる当該第 1 号事業を利用した場合において、当該居宅要支援被保険者等に対し、当該第 1 号事業に要した費用について、第 1 号事業支給費を支給することにより行うことができることとされた。

#### 6. 地域包括支援センター（介護保険法 115 条の 46 第 1 項・2 項）

##### 条 文

地域包括支援センターは、第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

2 市町村は、地域包括支援センターを設置することができる。

#### 7. 会議（介護保険法 115 条の 48）

##### 条 文

市町村は、第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下この条において「関係者等」という。）により構成される会議（以下この条において「会議」という。）を置くよう努めなければならない。

# 徹底マスター社労士過去問 10 年分 2015 年版追録

## ③費用等

### 1. 公費負担（介護保険法 122 条の 2 平成 27 年 4 月 1 日施行）

・地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用

国	都道府県	市町村
100分の20	100分の12.5	100分の12.5
調整交付金：100分の5		

・地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業に要する費用

国	都道府県	市町村
特定地域支援事業支援額：費用の額×100分の78		
100分の50	100分の25	100分の25

### 2. 市町村への特別会計への繰入等（介護保険法 124 条の 2 第 1 項）

低所得者である第 1 号被保険者に係る保険料の減額賦課に要する費用について、新たに規定を設けられることとなった。

条 文
市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者について条例の定めるところにより行う保険料の減額賦課に基づき第一号被保険者に係る保険料につき減額した額の総額を基礎として政令で定めるところにより算定した額を介護保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

### 3. 地域支援事業支援交付金（介護保険法 126 条第 1 項）

地域支援事業の見直しに伴い、条文中「介護予防等事業医療保険納付対象額」が「介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」に改められることとなった。

### 4. 賦課決定の期間制限（介護保険法 200 条の 2）

保険料の賦課について期間制限を明確にし、保険料の賦課について除斥期間を設けられることとなった。

条 文
保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期（この法律又はこれに基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課することができることとなった場合にあっては、当該保険料を課することができることとなった日とする。）の翌日から起算して二年を経過した日以後においては、することができない。

## ④認定の有効期間（海保保険法施行規則 55 条 2 項 平成 27 年 4 月 1 日施行）

介護予防・日常生活支援総合事業の実施にあたり、市町村の事務負担を軽減するため、

# 徹底マスター社労士過去問 10 年分 2015 年版追録

要介護認定・要支援認定の更新申請における有効期間が見直され、一律に原則 12 カ月。上限 24 か月に延長されることとなった。

## ■児童手当法の改正

### 子ども・子育て支援法の施行に伴う改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）

子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付および子どものための教育・保育給付とするとともに、子どものための現金給付は、児童手当の支給とし、原則的に児童手当法の定めるところによることとされたことを受けて、児童手当法も改正を行った。

#### 1. 目的（児童手当法 1 条）

条 文
この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

#### 2. 目定義（児童手当法 3 条）

厚生労働省令を、内閣府令とした。

条 文
この法律において「児童」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。

#### 3. 目定義（児童手当法 14 条）

不正利得の徴収方法を「地方税の滞納処分の例による」こととするとともに、先取り特権の順位が規定されることとなった。

条 文
偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、地方税の滞納処分の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。
2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

#### 4. 拠出金関係

子ども・子育て支援法の施行にともない、一般事業主から拠出金の徴収は同法の規定に基づき行うこととされたため、児童手当法において定められた拠出金に関連する規定は削

除されることとなった。

## 5. 児童育成事業関連

子ども・子育て支援法の施行に伴い、児童手当法において定められていた児童育成支援事業に関連する規定は削除されることとなった。

### ■確定挙手年金法の改正

拠出限度額の引き上げ（確定拠出年金法施行令 11 条 平成 26 年 10 月 1 日）

企業型年金加入者の区分	改正前	改正後
確定給付型の企業年金あり	月に 25500 円	月に 27500 円
確定給付型の企業年金なし	月に 51000 円	月に 55000 円

### ■社会保険労務士法の改正

個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続きにおける紛争の目的価格の上限の引き上げ（社会保険労務士法 2 条第 1 項 平成 27 年 4 月 1 日施行）

個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続きにおいて特定社会保険労務士が紛争の当事者を代理することができる紛争の目的価格の上限が、60 万から 120 万に引き上げられることとなった。

補佐人制度の創設（社会保険労務士法 2 条の 2 平成 27 年 4 月 1 日施行）

条 文
<p>社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる。</p> <p>2 前項の陳述は、当事者又は訴訟代理人が自らしたもののみならず、ただし、当事者又は訴訟代理人が同項の陳述を直ちに取り消し、又は更正したときは、この限りでない。</p>